

神戸町人事行政の運営状況

(令和3年4月1日現在)

特別職(町長、副町長、教育長)	3名
一般行政職	144名
技能労務職	6名
計	153名

① 職員の任免及び職員数に関する状況

区 分	職 員 数		
	令和3年度	令和2年度	増減数
一般行政部門 (技能労務職を含む)	121	117	4
教育部門	23	23	0
公営企業等	6	6	0
合 計	150	146	4

(注)特別職(町長、副町長、教育長)を除きます。

② 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	312,100円	43.8歳
技能労務職	214,700円	55.3歳

(2) 職員の初任給の状況

区 分		神戸町	国
一般行政職	大学卒	182,200円	同じ
	短大卒	163,100円	同じ

(3) 一般行政職の級別職員数と構成比

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合 計
標準的な 職務内容	部長の 職務	課長の 職務	課長の 職務	課長補佐 の職務	係長・主査 の職務	主任の 職務	主事の 職務	
職員数	6人	5人	9人	22人	38人	29人	29人	138人
構成比	4.3%	3.6%	6.5%	16.0%	27.6%	21.0%	21.0%	100.0%

(注)・標準的な職務内容とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職名です。
・再任用職員、技能労務職員を除きます。

(4) 職員手当の状況

区 分	神戸町	国
期末勤勉手当	年間4.45月分(6月期：2.225月分、12月期：2.225月分) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 有	同じ
退職手当	基本額(給料月額×支給率) + 調整額 (支給率の例) 自己都合 定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	同じ
扶養手当	配偶者あり 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 配偶者なし 1人目 10,000円 父母等 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ
住居手当	借家・借間の場合(家賃月額16,000円を超える場合) 家賃の額の応じ27,000円を限度に支給	同じ
通勤手当	自動車等利用者(片道2km以上の者) 距離に応じ2,000円から10,000円を支給	同じ



③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

※③～⑧は令和2年度

(1) 勤務時間

休日を除き、8:30から17:15まで ※職種や職場によって異なります。

(2) 休暇制度

休暇名	付与日数	内 容
年次有給休暇	1年につき20日	翌年に限り20日を限度として繰り越すことができる。 (R2.1.1～R2.12.31 平均取得日数8.5日)
特別休暇	内容による	結婚休暇(5日)、夏季休暇(3日)、産前産後休暇(産前6週間、産後8週間)、慶弔休暇(1～7日)、ボランティア休暇(5日)ほか
育児休業	子が3歳に達するまで(無給)	育児休業法に基づき、3歳に満たない子を養育するため育児休業をすることができる。

④ 職員の分限及び懲戒処分の状況 2件

⑤ 職員のサービスの状況 服務義務違反者はなし

⑥ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

・岐阜県市町村職員研修センター

研修名	受講者	研修日数	研修の目的
○基礎研修 係長級職員研修 ほか	5名	1～2日	職員としての役割を再認識し、総合的な資質の向上を図る。
○選択研修 条例の見方、作り方基礎講座 ほか	40名	1～2日	各種実務の専門知識を習得し、事務能力の向上を図る。

(2) 勤務成績の評定の状況

神戸町勤務評定実施要綱に基づき毎年度2回評定を行い、職員の勤務実績について客観的・統一的に記録することにより、これを職員の能力開発、指導育成に活用し公正かつ合理的な人事管理を図ることを目的として実施します。

⑦ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度

職員の生活の安全と福祉の向上を図るため、岐阜県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、年金制度に相当する長期給付を行っています。

(2) 公務災害補償制度

認定件数
0件

⑧ 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(3) 苦情処理の状況

上記各項目について、該当なし

